

債務負担行為について

羽津小学校及び笹川小学校大規模改修ほか工事設計業務委託は、令和2年度・令和3年度の債務負担行為であり、下記の点に注意すること。

記

前払金（契約金額×30%）は、令和2年度に全額支払う。

以上